

別表六の二（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「増減試験研究費割合の計算」、「試験研究費割合の計算」及び「税額控除割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合のみ記載します。